

亀山警察署協議会議事録

令和8年度第1回亀山警察署協議会	
日 時 場 所	令和8年6月30日（火）午前9時30分～午前11時10分 亀山警察署3階会議室
出 席 者	1 警察署協議会委員 5名 酒井健委員、伊達エリンダ幸江委員、服部亜樹委員、藤田恵子委員、山田拓朗委員 2 警察署 7名 署長、副署長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
1 委嘱状交付 2 警察署長挨拶 3 会長選出 警察署協議会委員の互選により、会長に酒井委員を選出した。 4 管内概況説明（警察署長） （1） 刑法犯認知件数 （2） 特殊詐欺等発生状況 （3） 交通事故発生状況 5 交通反則通告制度等説明 6 特殊詐欺被害防止対策 7 協議内容 （1） 管内概況について ＜委員＞ 所管区別犯罪一覧表を交番・駐在所・その他に分けているが、その他とはどこのエリアになるのか。 【署長】 亀山警察署が対応する、市内を通る高速道路やサービスエリア等での事件は、交番や駐在所ではなく、その他として計上している。 ＜委員＞ 6月に他署管内で、亀山市民が当事者となる死亡事故が発生した。他署管内発生死亡事故であっても、亀山警察署管内で注意喚起を行うのか。 【署長】 管内に限らず、死亡事故発生の際は、状況に応じて県下で広く広報啓発活動を実施する等の取組を行っている。 （2） 自転車利用者に対する交通反則通告制度について ＜委員＞ 学生が自転車で交通違反をした場合、どのように扱われるのか。 【交通課長】 16歳以上は交通反則通告制度の対象となるが、16歳未満の学生が自転車で交通違反をした場合は、指導警告を行うこととなる。 （3） 特殊詐欺被害防止対策について	

＜委員＞ 携帯電話に詐欺メールが多数届くため、少年が騙されやすいのではないか。

【生活安全課長】 少年に対し、詐欺メールや増加する闇バイトの危険性について、積極的な広報に努めていく。

備 考	
-----	--